

令和五年二月

大学院文学研究科

高橋 亮一 提出 学位申請論文

『「北方海域」をめぐる明治期日本の海洋進出

——ラッコ・オットセイ猟業を中心に——』審査報告書

國學院大學

高橋 亮一 提出 学位申請論文

『「北方海域」をめぐる明治期日本の海洋進出―ラッコ・オットセイ猟業を中心に―』審査要旨

論文の内容の要旨

本論文は、明治期日本における海洋進出の展開過程とその歴史的意義を明らかにすべく、オホーツク海・ベーリング海（以下、北方海域）のラッコ・オットセイ毛皮資源―その争奪と保護―をめぐる日露英米4か国間の国際関係を分析したものである。

その当時、ラッコ・オットセイの毛皮に対しては高い金銭的価値が付与され、18世紀以降、各国の猟業者は金銭的利益を求め、これらの海獣を濫獲した。19世紀初頭になると、北方海域におけるラッコ・オットセイ猟業は、ロシアの国策会社であった露米会社の独占下に置かれた。しかし、1867年の同社解散、さらにはアラスカ売買協定成立以降、これらの猟業は、英米露3か国間の競争

に晒されることになった。こうした国際的競争下にあつて、ロシアが英米への対抗措置として北方海域での軍事的防衛力強化を試みたことは、英米の猟業者を日本の周辺海域へ向かわせる原因となった。これによつて、明治初期の日本では、自国の海洋資源が外国人に奪われるのではないかという危機感が巻き起こり、海獣毛皮をめぐる日本人対外国人の構図―「密猟」問題―が生まれてきたのであつた。

これを受けて、明治初期の日本政府は、自国の周辺海域から外国人猟業者を排除するため、彼らを「密猟者」として摘発しつつ、自国民による海獣猟業の活性化が必要であるとの認識を強めた。その際、日本政府は、海に関する国際法（領海・公海概念）を受容かつ運用することで、外国人に対して適用可能な密猟対策法の整備を進めた。ただし、その整備過程においては、公海上の海獣猟業がいかなる国家の規制も受けないという国際法（公海自由の原則）の存在が障害となり、日本政府は関連法令の制定・運用に苦心した。

こうした状況のなか、英米両国は、1880年代後半から海獣猟業をめぐる

紛争状態に突入した。アメリカはこれに対し、海獣保護の国際的枠組みを整備する必要性を訴えた。この訴えを受けて、自国の周辺海域から外国人猟業者を排除できるのではないかとみた日本政府は、英米両国への接近を試みた。しかし、1893年のパリ仲裁裁判において猟業紛争の調停を試みた英米両国は、二国間の猟業紛争に無関係であることを理由に、この枠組みへの日本の「加盟」を拒否した。海獣保護の枠組みに参入できなかった日本政府は、猟業推進による海洋進出方針を打ち出し、臘虎臘肭獸獵法（1895年）や遠洋漁業奨励法（1897年）を相次いで制定することにより、「密猟」問題の解決方針の転換を試みた。

この海洋進出方針に基づき、日本政府は、日露戦争前後の時期において自国のラッコ・オットセイ猟業者を北方海域へ向かわせた。その結果、明治初年から続いた「密猟」問題は、事実上の解決をみた。しかし、その一方で、日本人の海洋進出はロシアとの猟業紛争を招来した。さらに漁業権をめぐる日露間の紛擾がこれに加わり、両国は北方海域の海洋資源をめぐる対立状態に陥った。

その関係は改善されることないまま、1904年2月に日露戦争が勃発した。結局、海に関する日露間の諸課題は、ポーツマス講和条約の締結をもって解決した。ただし、講和条約によって日露間の漁業権問題は解決したものの、海獣猟業については、アメリカ・イギリスとの関係もあったことから、日露二国間の枠組みのみでは解決が困難であった。しかも、日本政府は、日露戦争に乗じて北方海域におけるラッコ・オットセイ猟業をいっそう推進する一方、イギリスの戦争介入余地をなくすために海獣保護活動にも従事するという二律背反的行動に出たのであった。

日露戦時下における日本のこうした行動は、日露戦後、日本政府が海獣保護の国際的枠組みに配慮せざるをえない状況をつくりだした。戦後、日本人がベーリング海方面へ進出するようになると、この海におけるラッコ・オットセイ毛皮資源をめぐるアメリカやロシアと衝突するようになった。このような毛皮資源をめぐる国際的対立を解消するために、米露両国はイギリス（カナダ）とともに、日本を海獣保護の国際的枠組みへ参入させようとする動きをみせた。

日本も国際社会における海獣保護の潮流に配慮し、自国の猟業奨励政策を見直しはじめ、徐々にではあるが、海獣猟業を規制する方針へと転換していった。こうして、1911年7月、日露英米4か国はオットセイ保護国際条約に調印した。日本は、海獣保護をめぐる国際協調の一翼を担うようになったのである。とはいえ、この条約によって、日本は、海獣猟業奨励による海洋進出という手段を失うことにもなった。

北方海域への日本の海洋進出は、ラッコ・オットセイ毛皮から得られる外貨を獲得するためと、外国人猟業者から自国の海洋資源を守ることによって「密猟」問題を解決するためという2つの理由から実行されたものである。日本政府は、海に関する国際法の受容・運用を行ないつつ、ラッコ・オットセイ猟業関連法令を制定し、自国の周辺海域における海洋資源を保護する法的枠組みを構築しようとした。ただし、これらの国内諸法令は、領事裁判権の存在や公海自由の原則によって外国人を規制する効果を十分には果たせず、むしろ自国の猟業奨励による海洋進出を行なうための根拠として機能したのであった。

他方、海獣保護の国際的枠組みには、公海自由原則の一部規制を認めながらも、関係諸国間で生物資源を将来的に保護していこうとする国際的協調手段としての役割があった。こうした枠組みは、日本にとっては、外国人猟業者の規制手段や各国との関係改善のための政治的手段としても利用された。ただし、各国との関係改善のために海獣保護というツールを用いたことは、海獣猟業に基づき日本の海洋進出を抑制する結果にもつながった。

このように、明治期の日本は、ラッコ・オットセイの「密猟」問題をきっかけとして、国際法における領海・公海概念の受容・運用を行なった。その間、日本政府は、一方では海獣保護をめぐる国際環境に配慮し、他方では猟業奨励に基づいて海洋進出を推進するというダブルスタンダードをとった。この両者は、毛皮から得られる金銭的利益を求めて海洋進出しながらも、国家権益（漁業権や海洋資源）保護のための防衛手段にもなりうるという表裏一体の関係にあった。そうした意味において、明治期日本にとって北方海域は、国家勢力拡大のための舞台というにとどまらず、ラッコ・オットセイ猟業を通して、海に

関する国際法の経験を積むための実験的空間であったともいえよう。

論文審査の結果の要旨

本論文は、19世紀後半から20世紀初頭にかけての海洋生物資源の獲得やその保護をめぐる国際関係の変容に対して日本外交がどのように対応したのかという課題を論じつつ、領域（領海）概念を含めた国際法を日本がいかにして受容かつ運用したのかという問題にも留意しながら、日本の国家的成長の過程を論じたものである。

従来、当該期の日本外交に関する研究では、日本の中国大陸進出（侵略）とそれをめぐる国際社会の対応に最大の関心が寄せられてきた。これに対し、本論文は、北方海域への日本の進出という側面に焦点を絞り、大陸進出をめぐる歴史的事象からは十分に照射することのできなかつた近代日本外交の特質に向かつて光を当てようとしたものである。とくに大陸進出に関する専門的研究においては、大陸権益をめぐる関係諸国間の衝突という国際的政治力学の側面が

強調されている。一方、本論文では、そうした国益をめぐる衝突の局面のみならず、海洋資源の獲得から保護への転換のプロセスやそれをめぐる国際的緊張緩和の過程など、単純な力学だけでは論じきれない局面にも十分に配慮している。その点において、本論文は、過去の日本外交史・国際政治史研究と比べ、異彩をはなっている。

さらに、本論文は、以上の考察を、未公刊の崩し字史料を含めた日本語史料のみならず、英語やロシア語など多言語の文献・史料を駆使しながら論じている。本論文の提出者である高橋亮一をあえて分類すれば日本外交史研究者に該当するのだろうが、近年、日本史研究者のなかでも英語や中国語の史料を使用して研究を行なうものが増えている。しかし、ロシア語を流暢に操ることのできる日本史研究者は、依然として非常に限られている。そうした点から、本論文は、たとえその一部であっても、将来的に英語やロシア語で発表することによって、欧米諸国における同一または近接領域の研究者やその研究業績との交流・接近をはかり、それらとの比較分析が可能になることを期待しうるものである。

本論文のこうした特徴がいかなく發揮され、その白眉とも位置付けられるのが、第3章「1893年パリ仲裁裁判条約と日本の海洋進出」である。本章では、1893年の英米間のパリ仲裁裁判への日本の「加盟」問題とその後の1897年に日米露3国間で締結されたワシントン条約への日本の参加問題を通して、海獣保護をめぐる国際的枠組みへ日本が参入していく過程を論じたものである。この前後の時期、日本は、猟業奨励政策と海獣保護政策を併存させながら、日本人猟業者の海洋進出によって北方海域の外国人「密漁者」を規制できるのでないかと考えていた。しかし、ワシントン条約締結以降は、国際的枠組みへの参加をもつて海獣保護活動を行なう方向へと徐々に傾斜していった。

このように、本論文は、現在の研究水準と照らしあわせて高く評価すべき点が多々ある。とはいえ、いくつかの点において不備・不満が残ることも否めない。第一に、本論文のなかで提示されたストーリーを、日本の国家的発展とみなすべきか、それとも国際的枠組みのなかで日本の発展が抑制されたものと受けとめるべきか、提出者（高橋）の立場が明確になっていない。このため、海

獣保護をめぐる国際的枠組みへの日本の参加について、これを日本による理性の発露とみるか、それとも苦渋の決断とみるか、読者からは判断しがたい。また、行論が進むにつれて、本論文の特徴の一つである近代日本における国際法の受容・運用の側面への言及が減少する一方、日本が国際政治の現実に翻弄されていく側面への言及が増加し、車の両輪ともいうべき国際法と国際政治に関する記述のバランスが悪くなる。さらに、本論文の後半において、海獣保護の前提となるべき海洋資源調査に従事する日本人学者・技師が登場するが、彼らの存在とその調査活動が海獣保護をめぐる日本政府の政策決定や国際政治の展開にいかなる影響を与えたのか、あるいは彼らを主体とする近代日本の文化的成長をどのように評価すべきかについて、提出者の考察が十分ではない。

以上のごとく、いくつかの不備・不満は残るものの、本論文は、19世紀後半から20世紀初頭にかけての海獣保護をめぐる国際政治の展開を、近代日本における国際法の受容・運用という点にも配慮しながら、多言語にわたる豊富な史料を駆使して実証的に明らかにした労作であり、当該期の日本外交史・国際政

治史研究に新たな一頁を加えるものである。

以上の諸点から、本論文の提出者高橋亮一は、博士（歴史学）の学位を授与される資格があると認められる。

令和五年二月十六日

主査 國學院大學教授

樋口 秀実

⑩

副査 國學院大學教授

神長 英輔

⑩

副査 國學院大學兼任講師

櫻井 良樹

⑩